

宮城県	栃木県	千葉県	茨城県	群馬県
<p>【市町村長会議】 第1～4回：H24.10～H25.11 第5回：H26.1.20 → 詳細調査候補地を3カ所提示 (999.46のJ4) 大和町(大和町) 加美町(加美町) (東原市(山原、大和町下原、加美町(代田)) 第6回：H26.7.25 → 石原環境大臣が出席し、詳細調査の実施について改めて協議 第7回(県主催)：H26.8.4 → 県知事が県内市町長の総意として詳細調査受入れを表明。 H26.8より3カ所の詳細調査候補地を詳細調査を開始。現地調査は、加美町の反対活動により実施できず。 (H27年も断念) [H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム H27.10～11(2回) 有識者を交えた加美町との意見交換会] 第8回：H27.12.13 → 詳細調査に関するこれまでの経緯の説明等及び意見交換 第9回：H28.3.19 → 指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明 H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせることを県から要望 第10回(県主催)：H28.5.27 → 県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)の測定を実施する方針を了承 第11回(県主催)：H28.11.3 → 指定廃棄物以外の測定結果の公表。県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)を優先して処理を進めていく方針を提示 第12回(県主催)：H28.12.27 → 県処理方針について東原市、登米市の賛同が得られず再議論することが決定 第13回(県主催)：H29.6.18 → 県が自治域内の汚染廃棄物は自治域内で処理する等の新たな処理方針案を提示 第14回(県主催)：H29.7.15 → 前回会議の提示案を合意</p> <p>8,000Bq/kg以下の廃棄物の大部分を占める農林業系廃棄物については、焼却処理、牧草地等へのすき込み等により、処理を実施中</p>	<p>【市町村長会議】 第1～3回：H25.4～H25.8 第4回：H25.12.24 → 選定手法確定 H26.7.30 → 詳細調査候補地を1カ所提示 (LEPAEFCOLLU) (塩谷町(塩谷)) 第5～6回：H26.7～H26.11 H27.5.14、6.22、9.13 県民向けフォーラム H27.10.14 塩谷町(塩谷)の意向調査 H27.12.7 塩谷町長が調査候補地の選定を宣言 第7回：H28.5.23 → 指定廃棄物の再測定を決定 第8回：H28.10.17 → 再測定結果の公表。 今後の進め方の提示 H29.3.30 一時保管者の意向 確認 結果を公表</p> <p>【保管農家の負担軽減関係市町長会議】 第1回：H29.7.10 → 負担軽減策の方針を提示 第2回：H30.11.26 → 再測定を含む各市町の集約化に向けた取組に合意 H31.3.19 再測定結果の公表 第3回：R2.6.2 → 今後の進め方を確認 R3.6.2 暫定集約に係る那須塩原市への協力要請 (R3.10.22 那須市において農家保管の指定廃棄物の搬出作業開始。R5.31暫定集約作業完了) R4.3.24 那須町が暫定保管場所決定 R4.4.13 日光市が暫定保管場所決定 (R4.9に暫定集約作業完了) R5.5.15 大田原市が暫定保管場所決定 (R6.1に暫定集約作業完了) R7.9.9 矢板市が暫定保管場所決定</p> <p>引き続き、詳細調査の進め方や、保管農家の負担軽減策に係る照会・保管市町との調整や暫定集約を実施</p>	<p>【市町村長会議】 第1～3回：H25.4～H26.1 第4回：H26.4.17 → 選定手法確定 H27.4.24 → 詳細調査候補地を1カ所提示 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉県中央区)) H27.5.20、6.2 千葉市議会全員協議会 H27.6.8、6.10 千葉市議会・市長から再協議の申入れ H27.6.29、7.7、13、20、8.7 千葉市の自治会長や市民を対象に説明 H27.12.14 再協議申入れへの回答 H28.6.28 千葉市から指定廃棄物の指定取消しの申出 H28.7.22 千葉市の指定廃棄物を指定取消し</p> <p>引き続き、詳細調査の進め方や等を実施</p>	<p>【市町村長会議】 第1回：H25.4.12 第2回：H25.6.27 第3回：H25.12.25 第4回：H27.1.28</p> <p>【一時保管市町長会議】 第1回：H27.4.6 第2回：H28.2.4</p> <p>→現地保管を継続し段階的に処理を進める方針を決定</p> <p>→現地保管を継続し段階的に処理を進める方針を決定</p> <p>H29.3.31 県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表</p>	<p>【市町村長会議】 第1回：H25.4.19 第2回：H25.7.1 第3回：H28.12.26</p> <p>→現地保管を継続し段階的に処理を進める方針を決定</p>

福島県以外で指定廃棄物の一時保管がひっ迫している県(宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県)については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、宮城県は2014年1月、栃木県は2014年7月及び千葉県は2015年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後、地元の御理解が得られず、詳細調査の実施には至っていません。

そうした中、宮城県においては、県の主導のもと、各市町村が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理に率先的に取り組むこととした方針を受けて、環境省は財政的・技術的に支援しています。8,000Bq/kg以下の廃棄物の大部分を占める農林業系廃棄物については、焼却処理や牧草地等へのすき込み等により、処理を実施中です。

また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、国から栃木県及び農林業系指定廃棄物を保管している市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。また、2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめ、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や市町と連携して取り組むことを確認しました。2021年6月には、環境省から那須塩原市に、農家保管の農業系指定廃棄物に係る暫定集約及び8,000Bq/kg以下となったものについて、指定解除を経た上での処分などの協力を要請しました。環境省では、同年10月から2023年3月にかけて保管農家の敷地から暫定保管場所への指定廃棄物の搬出作業を行い、同市では搬出された指定廃棄物のうち、8,000Bq/kg以下に減衰した農業系指定廃棄物について指定解除の手続きを経て、他の一般廃棄物と混焼するなどの取組が行われました。そのほか、日光市及び大田原市でも暫定保管場所への搬出作業が完了し、また、那須町では暫定集約中、矢板市では暫定集約に向けた作業が進められるなど、関係市町において取組が進められています。

千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の御理解を得る努力を継続しているところです。

茨城県においては2016年2月、群馬県においては2016年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。

本資料への収録日：2016年3月31日

改訂日：2026年3月31日